R 5 営繕 新町川公園 徳・南出来島 仁心橋トイレ改修工事

図番	図面名称	図番	図面名称
共-01	営繕工事共通仕様書-1	電特-01	電気設備工事特記仕様書・電灯分電盤単線接続図
共-02	営繕工事共通仕様書-2	E-01	電灯・コンセント設備図
共-03	営繕工事共通仕様書-3		
改特-01	改修工事特記仕様書-1		
改特-02	改修工事特記仕様書-2		
改特-03	改修工事特記仕様書-3	機特-01	機械設備工事仕様書
改特-04	改修工事特記仕様書-4	P-01	衛生器具表・撤去器具表
A-01	付近案内図 配置図	P-02	各種参考図
A-02	仮設計画図 (参考図)	P-03	衛生設備 平面図(改修前後)
A-03	仕上表		
A-04	改修前 改修後 平面図 屋根伏図 天井伏図		
A-05	改修前 改修後 立面図		
A-06	改修前 改修後 平面詳細図		
A-07	改修前 矩計図		
A-08	改修後 矩計図		
A-09	改修前 展開図-1		
A-10	改修後 展開図-1		
A-11	改修前 展開図−2		
A-12	改修後 展開図-2 サイン詳細図 手摺参考図		
A-13	改修前 改修後 建具表		
A-14	各部詳細図		
A-15	概略工程表		

課長	副課長	課長補佐	課長補佐	係 長	課員	担当

章 項 目	特 記 事 項	章 項 目	特 記 事 項	章	項目	特 記 事 項
		7. 下請負人の選定	◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力 選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して、			⑤受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても
章 1. 工事名称	R 5 営繕 新町川公園 徳・南出来島 仁心橋トイレ改修工事		なければならない。なお、請負対象額(設計金額)が1億円以上の工事にに主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定理由書を事前に監督員に提出しなければならない。	ついては、徳島県内		主を確保することもに工事現場における盆種的圧の観点から、貝像材の保管が洗寺にプいても 併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められ た場合には、速やかに提出すること。
- 2. 工事場所	徳島市南出来島町 1 丁目		理出書を争削に監督員に提出しなければならない。 ②受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格	学老と下誌初めた妹		◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防
共 3. 建物概要	建物名称 新町川公園 仁心橋トイレ 構造・規模 木造 平屋建 延床面積 27.68 (m2)		●受注者は、本土事の主部者しては一部について、指名停止期間中の有資格 結してはならない。(なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る 名競争入札参加資格審査要綱(昭和58年1月18日徳島県告示第50号)第5条。 格の認定を受けた者をいう。)	一般競争入札及び指		止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。 ③仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
事 項 4. 工事種目	種 目 エ 事 概 要 外部改修 トップ・ライト補修、軒天井村張替え、木造腐朽箇所の改修、壁サイディンが、張改修、 腰壁かラック改修、木部塗装改修 内部改修 天井村張替え、壁化粧板張改修、腰壁ライニンが、廻り改修、 腰壁タラック改修、木部塗装改修 腰壁タイル浮き箇所な修、木部塗装改修 建具改修 パーリアフリートイレラト戸改修、はめ殺し窓改修、トイレブ・ス改修 その他付帯改修	8. 施工体制台帳及び 施工体系図	(1)施工体制台帳の作成 受注者は、下請契約(以下の(3)及び(4)の場合を含む。)を締結した場合 び再下請負通知書(以下「施工体制台帳」という。)を自らの責任におい ともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。 (2)施工体系図の作成及び掲示 受注者は、下請契約(以下の(3)及び(4)の場合を含む。)を締結した場合 工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の る法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲 (3)警備業者の記載 受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制	いて作成・保存すると 合は、各下請負者の施 D適正化の促進に関す 掲げなければならない。		 ◎上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階(天井)のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。 ◎受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。
5. その他 II. 営繕工事共通仕			を作成・保存しなければならない。 (4)運搬業者の記載 受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含び施工体系図を作成・保存しなければならない。 (5)施工体制台帳及び施工体系図の提出 受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日除き10日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。	ましたときは下請契約		 ②作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について県監督員と協議すること。 ③既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。 ③事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。
1. 適用基準	特 記 事 項 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記に よる。		(6) 再下請負通知書を提出する旨の書面の掲示 受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見や ければならない。	さすい場所に掲示しな		◎給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協
	・ 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)	9. 電気保安技術者等 10. 施工中の安全確保	 ◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明 督員の承諾を受けること。 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工 技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とす。 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気、 る者とする。 ◎工事用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員 ◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる対 知徹底すること。 ◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札 札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名 添付すること。 	事に必要な電気主任 る。 工事士の資格を有す に報告すること。 下請負人にも十分周 を着用すること。名	11. 交通安全管理	 ○輸送災害の防止 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。 ○過積載による違法運行の防止 受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。 ・積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと・さし枠装備車、不表示車は使用しないこと・過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと
2. 優先順位	 ④ 機械設備工事監理指針(令和4年版) 設計図書の優先順位は、次の順とする。 ① 質問回答書(②から⑤に対するもの) ② 補足説明書 ③ 特記仕様書(営繕工事共通仕様書を含む) ④ 図面 		 ◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従っ ◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(令和元年9月2日、第496号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発:法令に従い適切に処理すること。 	騒音規制法,振動規 付け国土交通省告示	12. 発生材の処理等	・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと ・過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある ⑥発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、
3. 工事実績データの登録	(1) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実積情報サービス (コリンズ) に基づき、工事実積情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。 (a) 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。 (b) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。 (c) しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。 (d) 訂正時は、適宜とする。 なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。 (2) 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。		 ◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について設計を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に確認を受けてから工事着手すること。 ◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。 ◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支付な措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監もに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補いの作業を含む。 ②受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業(ロープ掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及び合む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しな。 	に提出し、監督員の 掘を行い、当該埋設。 障を及ぼさないよう 督員に報告するとと 償すること。 の作業及びシート掛 シート外しの作業を		報告及び引き渡しを要する。 (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要網その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。 (3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。 (4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。 (5) 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。 (6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
4. 工程表	なお、変更時としゅん工時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。 受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後10日(土曜日,日曜日,祝日等を除く。)以内 に提出すること。		◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作 該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。 いて、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直	また、作業状況につ		(7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書 (様式3)、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、
5. 工事の着手	受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。 なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日(特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあっては、その日)をいう。		いて、与具寺の貝科を全端及の味官し、監督員の請求があったとさば、直ならない。 ②受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、業員により確認しなければならない。	機回送時の高さ,移		監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。 ③アスベスト (1)解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、
6. 施工計画書等	 ◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員に提出し、監督員の承諾を受けること。 ◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。 		◎受注者は、トラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と	置等)付きの車両を		受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。 既存の分析調査結果の貸与(あり ・ なし)。 (2)事前調査を公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。
	◎ 上記の施工計画書には、「地下性政物等の処骸下来に関する事項」を改けること。◎施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。		◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提供	出すること。		 調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。 調査結果は3年間保存すること。 調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。 分析によりアスペスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1によること。
 徳島県県土整備部営繕調			新町川公園 徳・南出来島 仁心橋トイレ改修工事	●図面番号 共-01	│ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4 木内 TEL 0884-77-2039 FAX 0884-77-2045
		●図面名 営繕工	事共通仕様書- 1	●縮尺 <u></u>	一級建筑	TEL

章 項目		章 項 目	特 記 事 項	章 項目	特 記 事 項
章 一章 一般共通事項 13. 材料・製品等	特 記 車 項 ②建設リサイクル法海知洋認の場所 映法者は、建設リサイクルは高づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物等に係る 解体工事又はその地でに特定建設資材を使用する解析工事等であって、その規模が建設リサイクル法所でであるがな工事等であって、その規模が建設リサイクル法面のが対ければららい、は、工事現例の公衆の見やでは場所に工事等月までに「建設リサイクル法面の深証」を展示し、工事しかん工格室が終了するまで 存置しておかなければららい。「建築工事場」「活用さりませます。「建設リサイクル法面の深証」は要があるがはければららい、また、「建設リサイクル法通の深証」は要文本語の「活用であるできます。 明常を発展の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)及び建設工事に係る資材の再列連化等に関する法律(以下「資源す効利用促進法」という。)及び建設工事に係る資材の再列連化等に関する法律(以下「資源すがサイクル法」という」。」に基づく 対応は、以下のとおり行うこと。 (1)受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事まを行う者の再生資源の利用に関する特別の高速をなるが主事が定定かる命令(は3.10.25建設金令第19号)第6後で規定される工事。以は建設リサイクル法拠行令部2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。)において、コンクリートに次規総と含される工事(以下「一定規模以上の工事」という。)において、建設を会会には、(一般)日本経営情報総合センターの建設制産物情研究とステスト(以下「Cの限別」という。)により年で美規製上の工事。という。)にはおいて、建設を主 コンクリート域、建設会となるべき事項を定める命令(は3.10.25建設金合業の20号)第7条で規定される工事で、実施有効用促進法に基づく建設業に属する事業を行成し、監督員に提出すること。 (3)受注者は、上部計画書となるべき事項を定める命令(は3.10.25建設金合業の20号)第7条で規定される工事で、定規規以上の工工まにおいて、建設を主土の工事と対した。 (3)受注者は、上部計画書と対理規以上の工工はおいて、建設を主土の工力リート域、建設会生を表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の		等と事項 ②製材等(製材、集成材 会版 単純版解射)、フローリング、再生本質ボード (ハーティクルボード、繊維版、本質を比 単次化 のを使用する。ただし、機能と、高能となど正ちな場合によい。 が行われたものを使用する。ただし、機能と、高能となど正ちな場合によい。 のようの大学以後の原文との場合には整管員と協議するものとより。 を見るの未覚を終めるものとする。 また、それらの末質以後の原料となる原木についての会性性に係る確認は、林野庁守成の「木林・木材製品のの会性性、持続可能性の経習のためのガイドライン(平原19年2月15日)」に本則して行うものとし、整管員に合法証明を登出するものとする。ただし、平成19年2月15日)」に本則して行うものとし、整管員に合法証明を登出するものとする。ただし、平成19年2月15日)」には実している原本に関いる原本に受ける原本に関いる原本に関いる原本に関いる原本に関いる原本に関いる原本に関いる原本に関いる原本に関いる原本に関いる原本に関います。ただし、平成19年2月15日)」には実しては、平成19年2月1日とり前に供貨業者が加工・流通業者者と契約を機能している原水性の合法と関切は不要とする。 ②銀内産資料の原則使用 (1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならなない、ただし、特殊の理由がある場合はこの限りでない、なお、間の対象工事については、県内産資材を優先して使用するあるとの別等を設計画書に記載するものとする。 20 実社者は、木材以外の建設資材を使用し、環内産資材を優先して使用することの別を対しまれままままままままままままままままままままままままままままままままままま	章 項目 16. 建設機械等 17. 遠隔臨場の試行 18. 工事看板等 20. 設計変更箇所確認 21. 工事検査及び技術検査	を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これに よらないことができる。 当初請負対象額 一般入札工事 低入札工事 3千万円未満 - 1回
					当初請負対象額 一般入札工事 低入札工事
	林で育成した木材」とは次のことである。 (a) 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材 (b) (a) 以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材 (3) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。 (4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証証明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。 (5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難い場合は木材調達先の産地及び相手の		 ⑥施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。 ⑥本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。 ⑥設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。 		一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。 ③中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。 ③中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。 ③基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。
	氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。		◎試験等によらなければ確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。		◎外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。
┃ ┃ 徳島県県土整備部営繕課 ┃		 ● ^{工事名} R 5 営繕	」 新町川公園 徳・南出来島 仁心橋トイレ改修工事	型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型	〒770_2206 徳息周海朝郡美波斯西河内字十九 <i>尺</i> 72_4
		●図面名 営繕工	事共通仕様書−2 ●縮尺 —		築設計事務所 一級建築士事務所登録 第81089号 一級建築士登録 第149503号 野田 史
	·L	1			

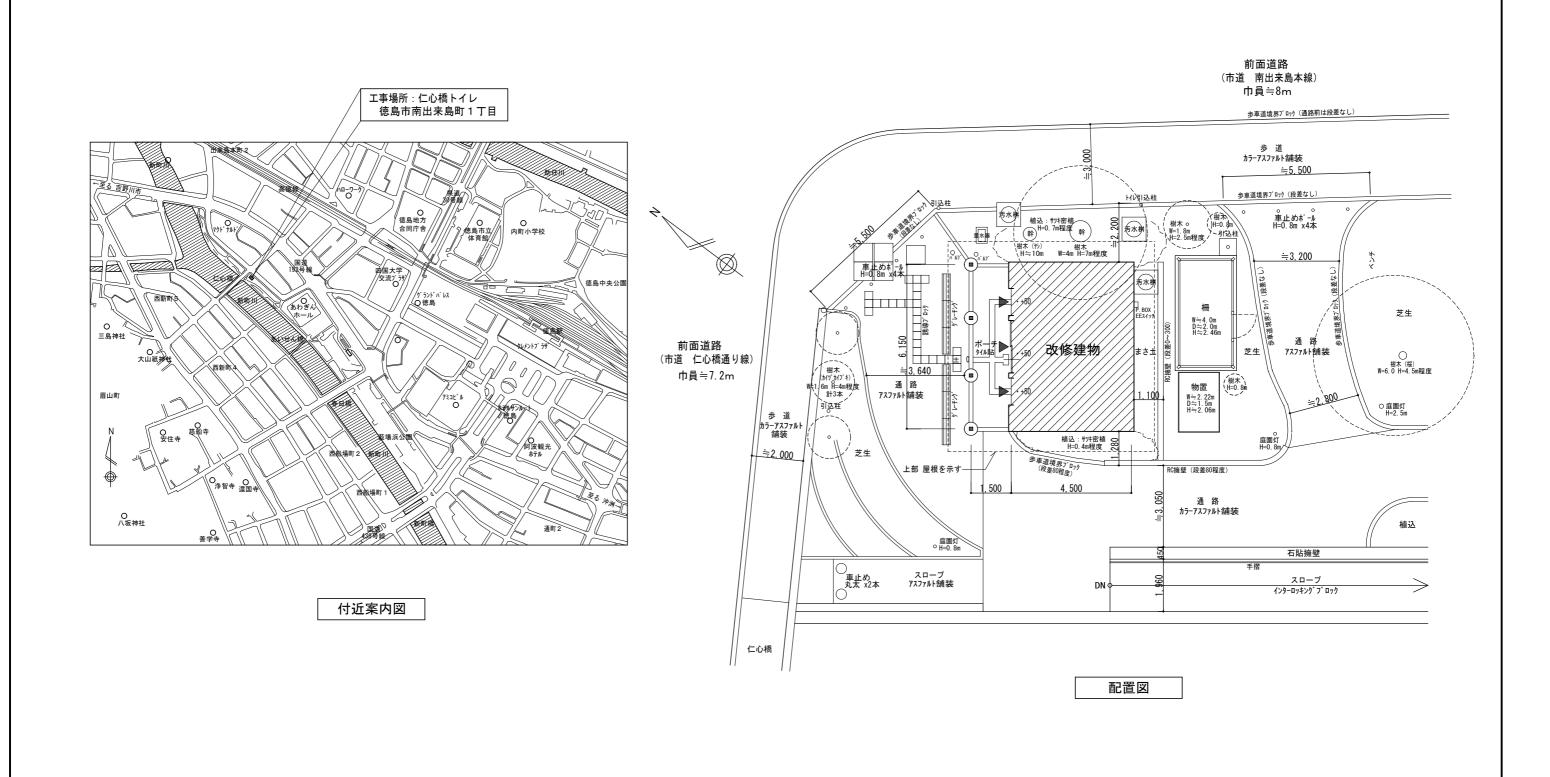
章 項目	特 記 事 項	章 項目	特 記 事 項	章 項目	特 記 事 項	
_ 22. 完成図等	◎電子納品:対象					
章	◎受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、 設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という。) すること。					
般 共 通	◎提出書類・竣工図(製本3部,電子データ2部) (サイズ:監督員から別途指示がある場合を除き、原図版とする)					
事項	・工事写真(写真帳1部(着手前及び完成写真)、電子データ2部) ・使用材料一覧表(4部(うち3部は竣工図表紙裏面に貼付)、電子データ2部) ・保全に関する資料					
	◎しゅん工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。 しゅん工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-R等に保存する。					
	◎工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。 完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部分の 出来形が写真で的確に確認できること。					
	 ◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。 区分サイズ 善					
	◎工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。					
	◎既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。					
23. デジタル工事写真の 小黒板情報電子化	◎受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事(以下、「対象工事」という)とすることができる。					
	◎対象工事は、徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について(県土整備部)」に記載された全ての内容を適用することとする。					
24. 火災保険	◎火災保険本工事の着手に際し、火災保険等(火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。)) を請負額に応じて付保する。(標準請負契約約款 第55条)(1)対象物					
	工事目的物及び工事材料(支給材料を含む)について付保する。 (2)付保除外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 ・杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事					
	・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合(外壁補修工事等) (3)付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、 請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当 額を付保する。 (4)保険終期					
	工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。 (5) その他 ・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。					
25. 公共事業労務費調査	・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。 ②当初請負対象金額(設計金額)が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対					
20. 公六争未力勿其副且	● 当初請員対象並報(設計) 並報(か代送),000万円以上の工事において、公大事業方為負割量の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、間積とする。調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。					
	公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、 労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者 (当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む)が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。					
26. 暴力団からの不当要求 又は工事妨害の排除	いう。)を受けた場合 ((2) に規定する場合は、下請負人から報告があったとき)には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。 (2) 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けしなければなら					
	ない。 (3) 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (4) 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「億島県公共工事標準請負約款」(以下「約款」という。)第22条の規定により、発注者に大きが表しています。					
	に工期延長の請求を行わなければならない。 (5) 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。 (6) 受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する 対策を行いるの言思、工程に関する					
	協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、 発注者に工期延長の請求を行わなければならない。					
┃		│ │ ^{●工事名} R5営繕 新町川公園 徳・南出来Ⅰ		## FT FT + +	〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4	
10000000000000000000000000000000000000	,	▲図売々	カーに何にイレ以修工事 ス 03	型型型 類野田木内 一級建築設計事務所	TEL 0884-77-2039 FAX 0884-77-2045 一級建築土事務所登録 第81089号	
		営繕工事共通仕様書-3			一級建築士登録 第149503号 野田 史	

章 項 目	特 記 事 項	章 項 目	特 記 事 項	章 項 目	特 記 事 項
_ 1. 施工条件	◎施工条件は次による	6. 他工事と取り合い	◎他工事と取り合い区分	二 1. 一般事項	©着工に先立ち,敷地境界,既存構造物,敷地の高低差地下埋設物の確認,近隣建築物及び工作物の現状
音	・工程については、施設管理者と協議の上決定すること		項 目 建築工事 電気工事 管工事 空調工事 その他 梁 壁 床スリーブ入れ O O O	-	確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況を確認し、監督員に報告する。
부	・本工事については、9時から17時までの間で行うこと。		乗、壁、床入リーノ入れ	부	
改	・工事用敷地(使用可能範囲)、仮囲いの場所、範囲は図示による.		スリーブ開口補強(鉄筋)	仮 2. ベンチマーク	□設計 F L は、改修箇所の最寄りの床面を基準とする. ただし、監督員の指示により決定する.
修	・敷地測量及び境界確認の必要は無し. ・仮囲い内には、施設管理者の物置き等があるので、仮囲い内へ施設管理者の出入り時間等を、施設管理者と		同上(リンブレン等) O 床 天井点検ロ O	設	
	・収曲い内には、施設管理者の物値で参加ののので、収曲い内へ施設管理者の四人が時间参を、施設管理者と 取消のて安全対策を図ること。		床、天井点検口 O O O O O O O O O	工 3. 足場等	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
ėn.			同上切込み及び開口補強	工 3. 足物等	● 図
散			衛生器具取付のブロック壁	事	①労働安全衛生法に基づく構造規格
井	・その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上		空洞部分のモルタル埋め 縦樋(GLまで)		②(一社)仮設工業会の認定基準
通	決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。		盤、便器等の箱入れ		また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく(一社)仮設工業会の「適用工場制度」によ
事			同上補強 〇		る登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たっては
項 2. 重要備品等	◎工事に影響のある範囲内の重要備品等 (有 ・ 無)		給排気ガラリ取り付け ○ 空調機器類の基礎工事 ○		あらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。
2. 主女师吅守	◎エキにからのの名前四十 (月		工品 100 100 100 100 100 100 100 100 100 10		□ ○労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が
					60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をお
3. 施工調査	◎調査期間	7. 技能士の適用	◎技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各工事毎に適用する作業を指定		こなうこと。
	本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。調査期間は 2 週間とする。		するものとする。 + サルトは、 かかか + 明 20 19 12 12 12 12 13 14 15 17 17 17 17 18 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19		届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。
	切り回し時期については、監督員と協議し決定すること。		技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する 資料を監督員に提出すること。		届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。
			貝科を監督員に使立りること。 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の		□ ○労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず,足場を設置する場合は,使用開始前に営繕課
4. 交通誘導警備員	◎交通誘導警備員		対能工は、週間から工事に未平、1日級上の日が日づに来るするとともに、他の対能者に対して、施工印質の 向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載		参方画文主用エム元の場に至って届け山の安日に関わるす。 ためと改画する場合は、 大角曲が開いる場合は 指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。
	交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に 20 日間配置すること		した名札等により、資格を明示するものとする。		
	・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に		なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする.		◎外部足場(種類: 枠組本足場(妻側), 仕様: 2枚布, D=90cm, 単管一本足場(ケラバ側))
	-級又は二級の検定合格警備員の配置が(義務付けられている・				シト仕様:養生シト 防炎 I 類 ・ 時へな 老明底(セマモウ・ 9m以下・4小声士ウ・ 9m以下)
	・警備員は、延 20 人(昼 20 人)、夜 0 人:うち検定合格警備員 0 人)を見込んでいる。 ・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件		〇印 · · · 適用作業		・壁つなぎ間隔(水平方向: 8m以下,鉛直方向: 9m以下) ・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(標仕2.2.4)の別紙 1
	・音順素法を建すするとともに、受注者は父進誘導音順則の配直計画書及び合格証明書の与し寺貨格安件 の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。		工事種目 技能検定職種 技能検定作業		・足場を設直する場合は、原則として「手すり允行工法に関するカイトフィン」(様位2.2.4)の別紙「「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式により行うこと。
	の確認ができる具件を争削に無自員へ提出すること。 ・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求が		仮設 とび ・とび作業 ・ 鉄筋組立て作業		「チャッ元(1)工法による足場の和の立て等に関する基準」の200 (2) チャッが配置が立てたより11 りこと。 ただし監督員の承諾を得た場合は、(3) 手すり先行専用足場方式により行うことができる。
	あるときは、これを提示すること。		コンクリート コンクリート圧送施工 ・コンクリート圧送工事作業		
	・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象エ		型枠 型枠施工 • 型枠工事作業		◎内部足場(種類:脚立足場 ,仕様: 枚布, D= cm)※ポーチ廻り共
	事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る		鉄骨 鉄工 ・構造物鉄工作業 ・アスファルト防水工事作業		◎仮囲い(仕様: 波型亜鉛鉄板 H1.8m, L≒58.8m) (図示) ※コーンバーを適宜設置すること.
	二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。		・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業		◎ゲート(有]・無. 仕様: キャスターゲート 間口3m. H1.8m)
	・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)		・アクリルゴム系塗膜防水工事作業		
	とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。		・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業		◎足場等の設置業者は、関連工事等の関係者に無償で使用させること。また、安全管理も実施すること。
			防水 防水能工 ・セメント系防水工事作業		◎足場等を無償使用する業者は、設置業者の指示に従うこと。
5. 産業廃棄物の処理	◎産業廃棄物の種類ごとに次の処分場を指定する。		・シーリング防水工事作業		•
	(注) 表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者」		・ 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業		◎受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。)、張出し足場又は高さがメートル以上の構造の 足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり網、
	であることを示す。		・FRP防水工事作業		正機の相立 C、 解体又は変更の作業において、 材料、 番具、 工具寺を上げ、 又はおろり とさは、 つり網、 つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、 作業主任者を選任し、 その氏名、 職務を掲示す
		1	タイル タイル張り タイル張り作業		ラリ教寺を方期有に使用させなければならない。また、17未主任名を送任し、ての氏石、収荷を拘示すること。
	種類 (処分区分) 優良 処 分 地 (機板、円) 単位		木 建築大工 ・ 大工工事作業 ・ 内外装板金作業		
	コンクリート (右) 主容川ポンプ 徳島市広油町百方字北野7-2	1	を かわらぶき かわらぶき作業	*	②町七前八条業車(上(゚=g) g) ¼ /(゚=bdr) (-1 1 780回上 7 ph 26kk ± kg · (
	(無筋) (中間処分) (徳島市応神町貞方字西中須49-1 7.6 km 8,000円/10t車 t		金属 建築板金 • 内外装板金作業	4. 養生	◎既存部分の養生はピニルシート、コンパネ(ペニヤ板)により、残置する床、壁等を傷めないよう十分注意すること。
	コンクリート (有) 吉野川ポンプ 徳島市応神町貞方字北野7-2 7.6 km 10,000円/10t車 t]	左官 ・ 左官作業 建具製作 ・ 木製建具手加工作業		
	(有筋) (中間処分) 徳島市応神町貞方字西中須49-1]	建具・大製建具機械加工作業	5. 監督員事務所	◎監督員事務所は(設ける(面積 m2程度)・ 設けない)
	金属(処分) (株) 旭金属 (株) 旭金属 (株) 旭金属 (株) 旭金属 (地分) (株) 地名美国格兰 (地名美国格兰 (地名美国格里 (地名) (地名美国格里 (地名) (地名) (地名) (地名) (地名) (地名) (地名) (地名)		・ ヒル用サッシ施工作業		
	同上		ガラス施工 ・ガラス工事作業 塗装 塗装	6. 工事用用水,電力等	◎既存電力利用(出来る ・ 出来ない)
	対うス (財) 徳島県環境整備公社 板野郡松茂町豊久宇朝日野6番の地先 13.2 km 5,640円 t		・ プラスチック系床仕上げ工事作業		ただし、施設管理者と協議すること。
	(有) 待島翔産 待島市津田海岸町2番90号	1	・ カーペット系床仕上げ工事作業 内装仕上げ施工 - 個別工は工事作業		◎既存用水利用(出来る ・ 出来ない)
	木材		内装 「「3をは上りが上」 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業		□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
	(辞) 11.11 ― マ 三好那事みよし、町昼間字力 ドタ305-2	1	・カーテン工事作業		
	廃プラ (株) ケット - スポート -		・木質系床仕上げ工事作業	7	○○□中株は、同二(万国)第四市)の根式に発出する。
	石膏ボード (株)オオタ (徳島市西新浜町二丁目22番地 7.4 km 20,000 円 t]	表装 ・ 表具作業 ・ 壁装作業 ・ 建築配管作業	7. 工事車両用駐車場 資材置場	◎同用地は、図示(仮囲い範囲内)の場所に設けること。 1-1-1-1 体設等理会と投議すること
	日常本 - ト]	植栽 造園 ・造園工事作業	具竹巨樹	ただし、施設管理者と協議すること。
	77.5.7.1か合有 (株) 明和ケリーン 三好市山城町寺野字大休場956 83.7 km 36,000 円 m3		機械設備 冷凍空気調和機器施工・冷凍空気調和機器施工作業		
	成形板等 同上 35.7 세 35,000 円 113				
	有価材:鉄骨・軽量鉄骨/サッシスチール/サッシアルミ				
	ト部川はの武司幸老の師公根で師公してま業しまったいが、横続を本面の社会しはしたい				
	上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。 また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。				
	また、この場合、処方半皿の兄債者を水の、減額変更を行うことがある。 なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。)				
	に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。				
	ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督				
	員に提出すること。				
	また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。				
	木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。				
┣━ [┣] 徳島県県土整備部		●工事名	- 繕 新町川公園 徳・南出来島 仁心橋トイレ改修工事 □ ^{●図面番号} 改特-01	A 14.4	〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4
	· 告情环	R 5 Z	繕 新町川公園 徳・南出来島 仁心橋トイレ改修工事 ひ特-01		プロスター TEL 0884-77-2039 FAX 0884-77-2045
		●図面名	多工事特記仕様書-1 ● ^{縮尺} -		建築設計事務所
		- LX	/스구 N 마니까요 '	_ , _	一

章 項 目	特 記 事 項	項目	特 記 事 項	章 項	B I	特 記 事 項
三 (A. 鉄筋工事)			(2) 抑制効果のある混合セメント等の使用	大 1. 一般		◎外部に面する建具は,建築基準法施行令及び「屋根ふき材,外装材及び屋外に面する帳壁の基準(昭和46
章 1. 一般事項	規格番号 規格名称 種類の記号 径(mm) JIS G 3112 鉄筋コンクリート用棒鋼 SD295 D10、D13		JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント [B種またはC種] あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント [B種またはC種] もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。 (3) 安全と認められる骨材の使用	章		年建設省告示第109号)」に基づき、安全性を確認すること。 ②建具の耐風圧性、気密性、水密性等については、性能を有することを証明する書類を提出し、監督員の承 諾をうけること。
	が材料試験は行わない。 ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。		骨材のアルカリシリカ反応性試験 (化学法またはモルタルパー法) の結果で無害と確認された骨材を 使用する。 試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法 (化学法) またはJIS A 5308 (レディ	具改体		◎外部に面する建具の作業工程は、原則として、方立等の撤去、建具枠の取付け及びガラスのはめ込みまでを1日の作業とする。◎施工に先立ち、改修範囲を確認し、設計図書との相違等が有れば、監督員と協議すること。
)鉄筋の継手は重ね継手又は既存鉄筋とのフレアー溶接とする. 原則として、D35以上の異形鉄筋については、重ね継手を用いない。		ミクストコンクリート)の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)」, JIS A 1146 骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルパー法)またはJIS A 5308(レディミクストコンク リート)の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルパー法)」による。	下 工 事		◎防犯建物部品の適用は、建具表による。◎防火戸の指定は建具表による。
0:	総束線の端部は内側に折り曲げる. ②スラブのスペーサーは鋼製を原則とし、他の箇所についても材種等について監督員の承諾を得ること. また、鋼製のスペーサーは、型枠に接する部分に防錆処理を行ったものとする.		◎混和材料を使用する場合の種類は標性6.3.1(4)によることとし、監督員の承諾を受けること。	2. 鋼製	建具	耐風圧性 気密性 水密性 遮音性 断熱性 面内変形 追随性 使用箇所 表面処理
1	また、 頻製のハペーケーは、坐件に抜りるの方に前頭処理を行うたものとする。 ただし、 地階を有しない1階土間を除く. 鉄筋の定着方法及び長さは図示による.	4. レディミウストコンクリート 工場の指定	◎工事開始に先立ち、工場を選定し、監督職員の承諾を受ける。			
	 各部の配筋は、図示による。図示されていない場合は、標仕参考図 [1節-基礎及び基礎梁の配筋] ~ [7節-梁貫通孔その他配筋] による。	5. 型枠	②型枠は、(県産木製型枠・	箇所		◎鋼板は、JIS G 3302による表面処理亜鉛めっき鋼板とし、Z12又はF12を満足するものとする。なお、あらかじめりん酸塩処理又はクロメートフリー処理による化成皮膜処理を行ったものを用いる。◎鋼板類の厚さは、改標仕表5.4.2による。
)主要な配筋は、コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職 員の検査を受ける。		標性6.8.2 (2) (4) B 種 なし 様性6.8.2 (2) (4) C 種 なし 標性6.8.2 (2) (4) 普通型枠 なし 合板 12mm スララブ補修, ライニング脚			◎製造所:評価名簿による。
)あと施工アンカー作業における技能者は、あと施工アンカー工事の施工に関する十分な経験と技能を有するものとし、これらを証明する資料を提出し、監督員の承諾を受けること.	6. 寒中コンクリート	◎適用(する・しない).	3. 建具		◎金物の種類及び見え掛り部の材質は、改標仕表5.8.1による。◎金属製建具に使用する丁番は改標仕表5.8.2による。◎既製又はこれに準ずる建具の建具金物は、建具製作所の仕様による。
Of	埋込み配管等に当たった場合は、直ちに穿孔を中止し、監督員に報告し指示を受けること。 四次	1. 一般事項	②保護層,防水層等を撤去した結果,下地等の状況により,設計図書に定められた施工方法によることが 不適当な場合は監督員と協議すること。			◎木製建具に使用する丁番は改標仕表5.8.4による。◎虚り玉及びレパーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置は図示による。
©į		2. シーリング	◎シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。	4. 自閉式	たより引戸装置	設置場所 建具表による 適用戸の総質量(kg) 40以下
	あと施工アンカーは(金属系アンカー ・ 接着系アンカー) とする。		◎ブライマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けること。 ◎監督員に、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。			手動開き力(N) 15以下 手動閉じ力(N) 15以下 閉じ速度の調整 改標仕表 5.10.1
	コンクリートの種別		◎シーリング面への仕上塗材仕上げ等を (行う ・ 行わない) 。 ◎外部に面するシーリング材は、施工に先立ち (簡易接着性試験 ・ 引張接着性試験) を行う。 ただし、同じ材料の組合せで実施した試験成績書がある場合は、監督員の承諾を受けて、試験を省略する ことができる。			制動区間 改標仕表 5.10.1 開閉繰り返し 改標仕表 5.10.1 耐衝撃性 改標仕表 5.10.1
	設計基準強度 コンクリート 設計基準強度 調合管理 3ランプ 強度試験 種別 気乾単位 容積重量 (t/m3) 適用箇所 (t/m3) 音通コンリート 21 21+S 18 無 2.3 2,77 補修、ライニング 脚元		無 水切金物取合部 15x10 a	接着試験 有(簡易) 有(簡易) 有(簡易) 有(簡易)		◎ フレーム: ステンレス304 ブレート加工 W25 x H15x t=2.0 HL仕上程度◎ 板ガラス種類 品種 厚さ 備考
7	構造体コンクリートの調合管理強度は、設計基準強度(Fc)に構造体強度補正値(S)を加えた値とする. なお、構造体強度補正値(S)は、標仕 表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢 28日までの予想平均気温に応じて定める.	1. 外壁改修の施工数量 及び調査方法	◎当工事の積算計上数量は、該当箇所の調査数量を調査し、計上している。(調査該当範囲は、外部及び内部の腰壁ンクリート打放し部)			・網入型板ガラス - 6.8 はめ殺し窓用 ・ - はめ殺し窓用
仕上がり	コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容値は、標仕 表6.2.3 による. コンクリートの仕上がりの平たんさは標仕 表6.2.5による.		◎施工数量は、次の調査により監督員が承諾し確定した数量に基づき設計変更を行う。(設計変更単価は、 県単価で行う)◎施工数量調査を行う。			建具の種類 材 種 ガラス溝の大きさ *ステンレス製トゥプライト, はめ殺し窓 SR-1 1成分シリコーン系 面クリアランス 5以上
E	のセメントの種類は、(「普通ポルトランドセメント」 ・ 混合セメントA種 ・ 高炉セメントB種 ・ フライアッシュセメント 修種)とする。		◎調査に先立ち、調査内容及び方法等の計画書を作成し監督員の承諾を得ること。また、調査方法等で専門知識が必要な場合は、各工法・材料の専門技術者(製造所等)に依頼すること。			
©#)骨材は、標性6.3.1(2)による. 事)細骨材としてフェロニッケルスラグ使用(できる・ できない). 細骨材に含まれる塩化物量は、MaCI換算で0.04%以下とする.	2. 外壁改修工法の種類 及び材料	②コンクリート打ち放し塗仕上げ外壁 (外部及び内部の腰壁) 工 法 ひび割れ部 欠 損 部 工法:自動式低圧は、お樹脂注入工法			
(©:)コンクリート中の塩化物量は、0.30kg/m3以下とし、試験方法は標仕6.5.4による.)試練りは(行う・ 「行わない」).		樹脂注入工法 注入量: 25ml/本 (0. 2mm以上 注入間隔: 200~300mm			
©3	所要空気量は4.5%±1.5%とする.)受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。		充填工法 シーリク・村: PU-2 * リウ/タン系シーリンク・ (1.0mm程) ※設計上、該当無 し シール工法 材料: パラ状エポキシ樹脂+珪砂 (0.2mm未満) 材料: ポリマーセントテムウル			
	(1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制 アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m3に含まれるアルカリ総 量をNa20 (エヌエーツーオー) 換算で3.0kg以下にする。		(浅い欠損部 0.25m2未満) ※設計上、該当無し ※設計上、該当無し ②ポリマーセメントモルタルの製造所: 評価名簿による.			
徳島県県土整備部営繕	課	^{●工事名} R 5 営糸	善新町川公園 徳・南出来島 仁心橋トイレ改修工事 ^{●図面番号}	^号 改特-02	禁野	〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4 田木内 TEL 0884-77-2039 FAX 0884-77-2045
		●図面名 改修工	事記仕様書-2 ●縮尺	_ D	《 】一級	田木内 T//9-2306 徳島県海部郡美波町西河内学天久保/2-4 TEL 0884-77-2039 FAX 0884-77-2045 建築設計事務所 一級建築士事務所登錄 第81089号 一級建築士登錄 第149503号 野田 史

章 項 目	特記事項	章 項目	特 記 事 項	章 項 目	特 記 事 項
1. 一般事項	©工事に先立ち、改修部分の隠蔽部の調査を行い、設計図書と照合し、支障があった場合は、速やかに監督	5. 諸金物等	◎下地材及び造作材の釘は、JIS A 5508の規格品とする。	10. タイル張り	
章	員に報告し、指示を受けること。		◎木ねじはJIS B 1112(十字穴付き木ねじ)又はJIS B 1135の規格品とする. ◎かすがい、座金、箱金物、短ざく金物等は図示により、図示のもの以外は標仕によるが、補助として、		施工箇所 「
	◎各部の撤去により、下地及び構造躯体にひび割れ及び欠陥部が発見された場合は、速やかに監督員に報告		●かりかり、注意、相画物、短さく画物等は図がにより、図がめての数が高級性によるが、機能として、 日本建築学会建築工事標準仕様書を適用する。		床(一般) 100分 15 無力3 年 標準
M M	し指示を受けること。		◎防腐処理に用いる木材保存剤は人体への安全性及び環境について配慮した表面処理用木材保存剤((社)		(視覚障害者用) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
プト	□ ②各改修工事の仕様は、仕様・仕上げ表による。		日本木材保存協会の認定薬剤等とする.)とし、2回塗りとする.		壁 100角 皿類 施ゆう 無 標準 - 無 -
表 Z. MA 立 O I C I Z I I I I I I I I I I I I I I I I	①床改修		◎木材の防腐・防蟻処理は工場において (加圧処理法 ・ 拡散処理法 ・ 浸積処理法) により行い、十分乾燥した後に現場へ搬入すること。適用部材 (土台)。保存処理性能区分 (K1・K2・K3 √K4 ・K5)。		◎床タイル張り工法(圧着工法)
[修]	・既設床仕上げ材の除去 改標仕6.2.2(1)参照		深した後に現場へ搬入すること。適用即付 (エ音)。味仔処理性能区が (NI・NZ・N3 1N4)・N3)。 ただし、現場における加工が生じた場合には、加工した箇所に対し、現場にて木材保存剤を塗布すること		◎床タイル(視覚障害者用)は位置表示型、150角を100角にカットして使用すること。◎壁タイル張り工法(既存補修箇所/改良積上工法、 ポード面/有機質接着張)
I	種類 撤去工法 撤去範囲 備 考		とする。		◎標準的な曲がりの役物は一体成形とする.
事	床タイル 改標仕6.2.2(1)(エ)による 一部(図示)		また、工場で処理した木材を使用する場合は、次によること。 ①各種製材のJAS1083の保存処理の性能区分K2からK4までの区分によるものを使用する。		◎タイルの製造所: 評価名簿による.◎見本焼きを(行う・ 行わない).
			①合権製材のJAS1083の休任処理の性能区がAZがらM4までの区がによるものを使用する。 ②JIS A 9108(土台用加圧式防腐処理木材)によるものを使用する。		◎ 見 か が で
	・コンクリート又はモルタル面の下地処理 改標仕6.2.2(2)参照 下地の状況 下地処理方法 備 考 欄		③人体への安全性及び環境への影響について配慮され、かつ、JIS K 1570 (木材保存剤) 又は日本木材保存		○既製調合モルタルの製造所: 評価名簿による.
	凹凸部処理 サンダー掛け		協会規格による加圧注入用木材防腐剤を用いて、JIS A 9002 (木材の加圧式保存処理方法) による加圧式		◎保水材の混入量は、実績等の資料を提出したうえで、監督員の承認を得ること。
	ポリマーセメントモルタル 合成樹脂床の場合 エポキシ樹脂モルタル		保存処理を行ったものを使用する。 ④防腐・防蟻に有効な薬剤が混入された接着剤を使用する場合等は、特記による。		□ ○有機質接着剤 ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又は
	欠機部 モルタルで補修し乾燥後 塗厚さ及び下地の風化状況により、 下地モルタル機去部 デッキブラシ等で清掃 モルタル補修が困難な場合は、カチ		⑤認証木材建材(AQマーク表示品)として認証された保存処理材を使用する。		ホルムアルデヒド系防腐剤) を用いた接着剤のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆とする.
	下地モルタル撤去部 デッキブラシ等で清掃 モルタル補修が困難な場合は、カチ オン系樹脂モルタル及びノロ等の補修		◎木材保存(「防腐 ・防蟻処理)剤は監督員の承諾するものとする.		ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の接着剤を
	©改修後の床の清掃範囲は図示による.		・使用箇所: 土台 (構造材) 及び、胴縁を除く (四面に塗布)		を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 ②引張接着試験を(・行う・「行わない」)
	②壁改修		◎継手、仕口、取付け方法等は図示により、図示のもの以外は標仕によるが、補助として日本建築学会建築		② 有機系接着剤によるタイル張りの場合、目字詰めを行う
	・コンクリート間仕切り壁 改標仕6.3.2(1)参照 ※表中 ・印を適用		工事標準仕様書を適用する.		♥ 市販小球相別によるノリル取りの物口、日子前ので1] 丿
	・間仕切壁撤去に伴う構造体の補修 モルタル塗り ※施工場所は図示による。		◎製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板、	11.接着剤	◎壁紙施工用でん粉系接着剤、ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノー
	塗り厚25mm程の場合の補修があれば、監督員と協議すること		木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを 使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には、監督員と		ル樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤/を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量はF☆☆☆☆とする.
	機械等の区分 既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容				ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が F☆☆☆☆の接着剤
	油圧クラッシャ使用 床・壁はタルカッター切箇所 図示による		また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材		を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする.
	- ハンドブレーカー使用		製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18. 2. 15)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする.	 12. 面台・窓台	◎人造石(メタウワル樹脂系人工大理石) 厚12、端部は2枚張り合わせ加工厚24、奥行は図示による。
			ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の	12. 20 70.0	その他仕様は製造所の仕様による。
	・木造壁(土台、柱、 杉足場板)の撤去範囲は、図示による。		確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より		
	③天井改修 改標仕6.4.2参照 撤去 区 分 既存壁取合の補修範囲及び内容		前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は 不要とする.	13. 塩t°見切縁	◎塩ビ製、 一般用天井廻り縁製品を使用、 内壁天端に設置する.
	天井下地を含む全面 ポード面まで 妻面の既存壁取合部 (ボード仕上) は、破損しないよう注意すること		13070		
	ボード面を残し仕上げのみ	6. せっこうボードその他	■十 正総井笠 小ねじ・釘 工場の	14. 水切金物	◎溶融55%7ルミニウム亜鉛合金めっき鋼板厚0.4加工 塗装品
		ボード及び合板張り	材種・規格品 施工箇所 工法 厚さ 不燃材等 ・接着剤の 種類 備 考		
3. 木工事	◎木材,合板等は,品質、含水率、出荷量等を記録した出荷証明書を監督員に提出する。含水率は(A · B)		軒天ボード 軒天、天井 張付 6 - 釘、小ねじ 木野縁 表面アクリル樹脂塗装品	15. フック	◎ステンレス既成品 フック部パイプ形状、座板50角程度
	種とする。		横造用合板 (ラワン) 壁 張付 12 - 釘、小ねじ 木胴縁 特類 2級B-C	——————————————————————————————————————	0 0 1 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
	◎木材の品質		面台下地 は 1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1	16. ステンレス結露受	◎ ステンレス304 t=1.2加工 HL仕上 寸法は図示による
	・保存処理木材は、日本農林規格に規定する保存処理の性能区分のうち、K2からK4までの保存処理(JIS K 1570) (木材保存剤)に規定する木材保存剤(ただし、クレオソート油は有害物質を含有する家庭用品の		タル下地 気付 12.5 - 到、小ねし 不野稼		
	規制に関する法律(昭和48年法律第112号)に適合したものとする。),これと同等の薬剤を用いたK2か		壁 張付 3 不燃 変成パコン樹 合板 目透し 脂系接着剤	1. 一般事項	◎防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする.
	らK4までの薬剤の浸潤度及び吸収量を確保する工場処理その他これと同等の性能を有する処理を含む。)		がジネ燃化粧板 表面: がジを樹脂 芯材: 不燃コア層、 サバズ: 3x8 (935x1,855) 程度 (体) 出隣役物: 樹脂製 (製造所の専用部材)		◎塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。
	が施されているもの又は認証木材建材 (AOマーク表示) として認定された保存処理材を使用するものとする。		□ (PF) 山内以前・協能数(表述がサカルヤ) □合板、パーティクルボード及びMFのホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆とする。	†	◎ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド
			ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の合板。	塗	系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする.
4. 製材	□ ◎樹種及び等級 ※構造材は部材以下(平面詳細図)を参照のこと		パーティクルボード及びMDFを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得る	装	ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の塗料を
	施工箇所 樹種 寸法 材料の等級 形状 含水率 備 考		ものとする.	改	使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする.
	対 胴線 (縦、横) 杉 図示 一等 B種 県産材	7. サイディング	◎窯業系サイディング厚15程度 金具留め 塗装品(木目柄)、 塗装色10年保証以上の製品とする	】	
	本 土台 桧 図示 特一等 B種 県産材	1. 917129	□ ○ 三未未が17 17/7 月10程度 並兵笛80 坐表面 (木日州) 、 坐表色10年休証以上の表面と 9 つ 寸法:15x455x3,030程度、 同質出隅15x90 (外寸) x455程度	工 Z. 木材体改坐科坐(WF)	区分 種 別 下地調整 備 考
	柱、間柱、筋交い 杉 図示 特一等 B種 県産材		・下記及びその他の留付け部材は製造所の仕様とする.	+	大部 B種 RB種 既存木部の塗替え用
			縦張り用留金具(5mm)、不陸調整用スペーサー(5mm)、ロングスターター、ハット型ジョイナー、見切縁	3. 耐候性塗料塗(DP)	ロー・ロー・エル・細数 錆止め塗料塗り ト金川の笠瓜 雄 本
			◎透湿防水シート: ポリエチレンフィルム+ポリエステル不繊布 t=0. 2mm	3. 顺陕江坚村坚(JI)	区分 種別 下地調整 野瓜の空村空り の種別 上塗りの等級 備考 亜鉛/ヶ銅面 B種 RB種 A種 1級 既存分電盤、BOX面
			はめ殺し窓開口及び設備閉口廻り、端部押さえには防水デブ張り		出土のア月明回 Dig RB種 A種 1 級 以下アルモニ、DON回 VP管面 B種 RB種 A種 1 級 既存通気管
		8. 汚垂石	◎防汚陶板 寸法:900x600x厚11.7~13程度(厚型)		
		○. /7±1	●助乃网板 引法:900x000以早11.7~10程度 (早至) 下地刊がNの上接着張 その他仕様は製造所の仕様による.	A A + + + + 10 h	
				4. 合成樹脂エマルション ペイント塗り(EP)	区分 種別 下地調整 備考 ボード面(塗替) B種 RB種 既存代が板面
		9. モルタル塗り	施工箇所 仕上げの種類 目地の材質 防水の有無 備 考 タイル下地 木ゴテ 無 無 床、壁		が 「 回 (全首) P種 K D種 既代7(加板国
			ダイルト地		
			□ □ モルタルは (・現場調合材料) ・ 既調合材料) とする。		
			現場調合材料の場合は改標性6.15.3 (1) (ア) 既調合材料の場合はJIS A 6916による。		
			◎総塗り厚さが25mm以上となる場合は、剥落防止工法とすること。		
	*経課	 ● ^{工事名} R 5 営約	ューロー	03 #===	〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4
心山水水土正阴印色	THE HIT	●図面名	●終日		野田木内 T/9-2306 總島県海部郡美波町西河内学大久保/2-4 IEL 0884-77-2039 FAX 0884-77-2045
		● ^{図面名} 改修工	事特記仕様書−3	 11/7 - i	似 注 梁 設 計 争 務 所 一級 建築士 登録 第149503号 野田 史
-	•	•	1	-	1

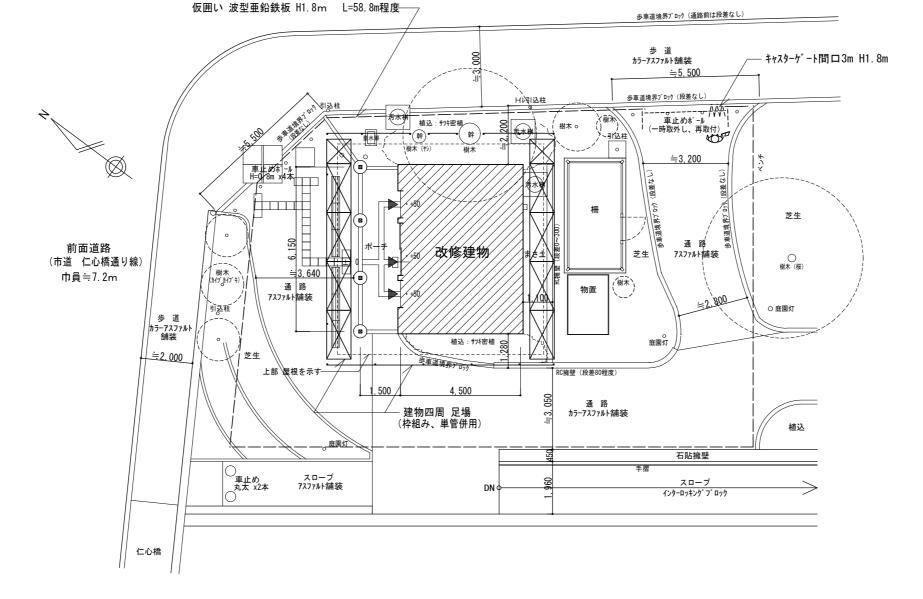
章 項 目	特 記 事 項	項 目	特記事	項	章	項目		$\overline{}$
1. Hレプース 九	◎材質: メラミン樹脂積層板 厚16、 笠木:ステンレス、 アジャストサポート:ステンレス				+			
章	その他の仕様は図示による. ③非常時外開機能付きとする。							
	On the system with the CC 7 Ge							
<u>ー</u> 2. サイン	◎平付サイン: SUS304 HL仕上 W300xH300xD20 プレト箱曲加工							
v v	じ か、文字表記部 エッチング処理の上焼付塗装							
	◎扉面ピクトサイン: ステールドアの上カッティングンート張 400角程度							
及	②沙梨砂·↓到艾△丝 町+1							
び 3. 鏡	◎盗難防止型耐食鏡 既成品 厚さ5mm 450x600程度							
で の 4. 手摺	○ Aテンレス製 被覆樹脂タイプ 詳細は図示による							
他								
I								
事								
1. アスベスト含有建材の 十 処理工事								l
章 1. 一般事項	◎関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。							
環	◎石綿ばく露防止対策等の実施内容を改標仕9.1.2 (6) により見やすい場所に掲示すること。							
境	◎既存のアスペスト含有建材の分析結果は (・貸与する ・ ない)							l
50	◎事前の施工調査等を改標仕1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。							
慮	・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。							
グ	監督員へも結果を提出すること。 ・調査結果は3年間保存すること。							
y	・分析によりアスペスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1によること。							
1	◎表示、掲示は次のとおり行うこと。							
	・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。							
改	・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。							
修	・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について,作業場の見やすい箇所に掲示する。 							
I	②アスベスト粉塵濃度測定を (行う ・ 行わない) 。							
事	◎施工計画 (1) 工事着手前に施工計画書(関係法令の作業計画内容を含む)を監督員に提出し、承諾を受けること。							
	(2) アスペスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅延なく行うこと.							l
	②アスペスト含有吹付け材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明							- 1
	する資料を、監督員に提出する。							- 1
2. アスベスト含有	◎養生等							- 1
2. アスヘスト含有 成形板の除去	□ 表生寺 (1) 建築物内部で除去作業を行う場合は、建具等を全て閉じた状態で行う.閉じることの出来ない開口部							
	の養生方法及び解体用仮設の仕様は下記による。							
	外部足場及び養生シートは、 第2章 仮設工事参照 ビニルシートを足場の内側に設置							- 1
	◎工法							
	(1) 除去は、アスベストを含まない内装材及び外部建具の撤去にさきがけて行うこと。							
	(2) 除去は、破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし、原形のまま、「手ばらし」とする。 建築物外部の成形板を除去する場合も同様とする。							
	なお、やむを得ず切断、破砕等をしなければならない場合は、監督員と協議のうえ、常時湿潤化した							
	状態で作業を行う。 ただし、アスペストを含有するけい酸カルシウム板第一種は、養生シート等で作業場所の隔離(負圧							
	不要)を行う。							
	(3) 建物から取り外した廃材を湿潤化のうえ、原形のまま保管・運搬できるよう十分な大きさのフレキシ ブルコンテナバッグや車両を用意すること。							- 1
	○除去箇所一覧表							
	部 位 建 材 種 別 面 積 調査方法							1
	軒天、天井材 ケイ酸カルシウム板 56.5m2 みなし							
	◎除去が完了したときは、アスベスト等に関する知識を有する者等が除去を完了したことを確認し、監督員							
	●除去か元」したとさは、アスヘムト寺に関する知識を有する有寺が除去を元」したことを雑談し、監管員 に報告すること。							
	◎施工記録等							
	(1) 施工記録報告書及び特定粉じん排出等作業完了報告書を作成し、監督員に提出すること。							
	(2) 作業計画による作業の記録は、3年間保存すること。							- 1
徳島県県土整備部営	善 緒課	● ^{工事名} R 5 営絹	善新町川公園 徳・南出来島 仁心橋ト	イレ改修工事	●図面番号 改特-04	禁野田木内	〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4 TEL 0884-77-2039 FAX 0884-77-2045	
		●図面名			●縮尺	蘇野田木内 一級建築設計事務所	一級建築士事務所登録 第81089号 一級建築士登録 第149503号 野田 史	
		以16	·工学付配证怀者一 4				一級建榮工登録 第149503号 野田 史	



(注) 図面の上方向を北面とする

徳島県県土整備部営繕課	•3	^{工事名} R	5営繕 新	新町川公園	徳・南出来島	仁心橋トイレ改修工事	●図面番号	A-01
	• 5	図面名	付近案内	図 配置図			●縮尺	1/100

前面道路 (市道 南出来島本線) 巾員≒8m



- ※1. 足場外周部: 養生シート 防炎 I 類 設置
- ※2. 足場内周部(軒天・天井材撤去時): ビニルシート設置 軒先、ケラバ面より地盤まで囲い込むこと
- ※3. ポーチ廻りは、脚立足場を使用すること

(注) 図面の上方向を北面とする

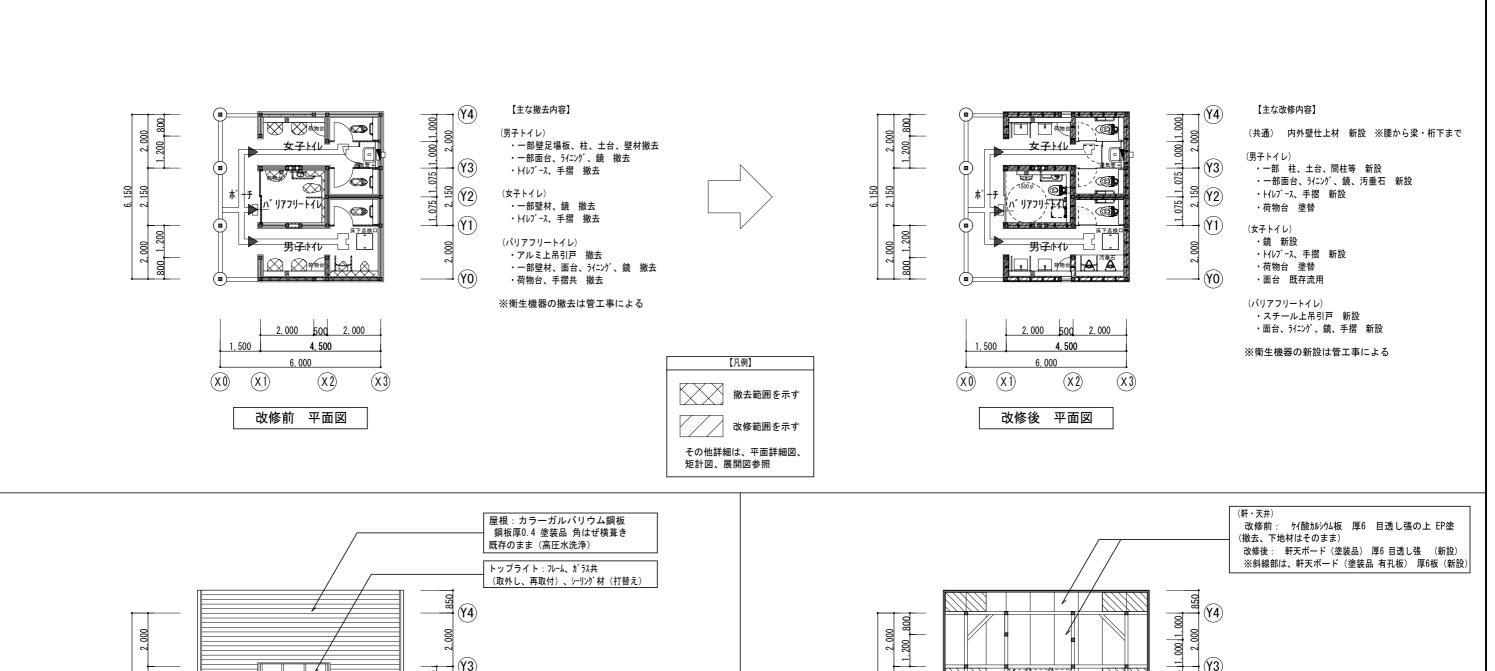
徳島県県土整備部営繕課	●工事名	R 5 営繕 新町川公	園 徳・南出来島	仁心橋トイレ改修工事	●図面番号	A-02
	●図面名	仮設計画図 (参	考図)		●縮尺	1/100

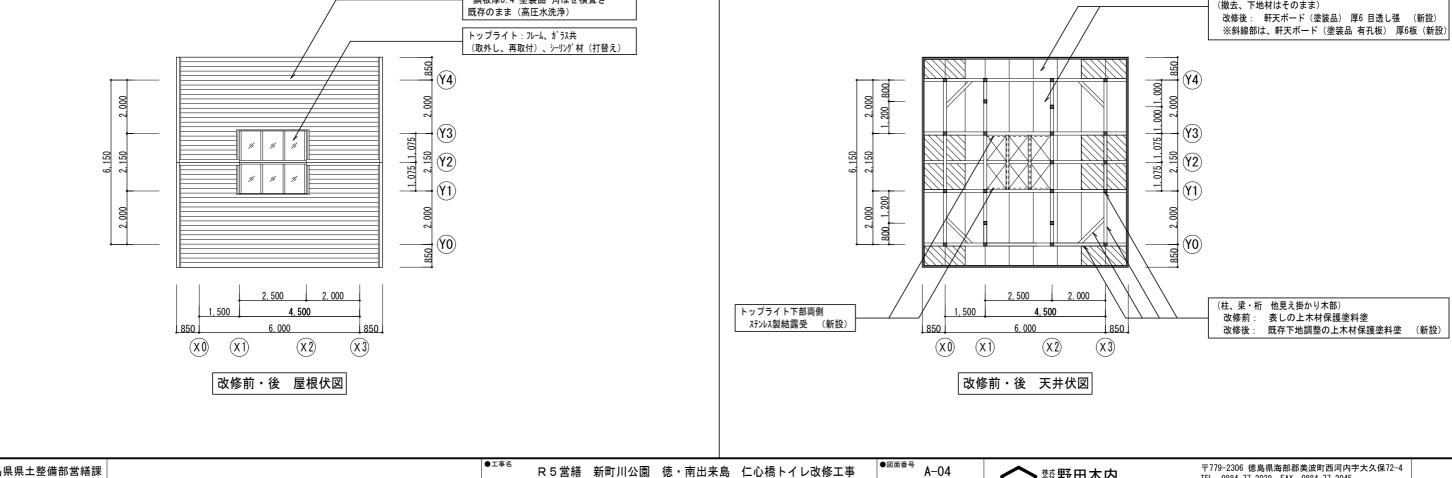
	部仕上表	□改修後 外部	B仕上表
屋根	野地板(杉15×150) 捨張 アスファルトルーフィング2枚張(22kg/巻) カラーガルバリウム鋼板 厚0.4 角はぜ横葺き 役物: カラーガルバリウム鋼板 厚0.6加工	屋根	既存のまま、高圧水洗浄
外壁	杉足場板 (35 x 150) 落し込みの上 木材保護塗料塗、 土台上押え縁:杉表しの上木材保護塗料塗、 一部南側 杉足場板、土台、柱 (撤去) 土台、柱、梁・桁: 桧(土台)・杉表しの上木材保護塗料塗 換気ガラリ: 木製表しの上 木材保護塗料塗、 各部シーリング材 (撤去) 水切金物: カラーガルバリウム鋼板 厚0.4 (残置)	外 壁	既存杉足場板部: 胴縁下地+窯業系サイディング厚15張(金具留 塗装品) (新設) 柱・梁・桁、換気ガラリ: 既存下地調整の上木材保護塗料塗 (新設)、 一部南側 土台、柱、間柱(新設)、 各部シーリング材打替え 水切金物: 溶融55%7減ニーウム亜鉛合金めっき銅板厚0.4加工(塗装品 一部新設) ※男女はめ殺し窓廻りのみ新設、既存はそのままで上部に新設
腰壁	腰壁: コンクリート打放しの上 撥水性防水材塗 (一部亀裂補修) 独立柱脚元: モルタル下地玉石積み (自然石 直径100mm内外)	腰壁	既存のまま、高圧水洗浄
軒 天	ケイ酸カルシウム板 厚6 目透し張の上 EP塗 (撤去、下地材はそのまま)	軒 天	軒天ボード(塗装品) 厚6 目透し張 (新設)
トップライト	フレーム: ステンレス製 (取外し) ガラス: 網入り型ガラス 厚6.8 (取外し、シーリング材撤去)	トップライト	フレーム: ステンレス製 (既存再取付) ガラス: 網入り型ガラス 厚6.8 (既存再取付、シーリング材打替え)
ポーチ床	モルタル下地 100角磁器質タイル貼 一部100角磁器質誘導タイル貼	ポーチ床	既存のまま、床タイル洗い(洗剤使用)
サイン	男女トイレ ピクトサイン: フレーム 木製の上 木材保護塗料塗、 本体 アクリル板 厚5の上 カッティングシート張 (撤去) パリアフリートイレ ピクトサイン: アルミ製引戸パネルの上 カッティングシート張 (撤去)	サイン	男女トイレ ピクトサイン: ステンレス製エッチング処理 一部フッ素塗装(300角 一部文字入) (新設) パリアフリートイレ ピクトサイン: 既存アルミ製引戸パネルの上 カッティングシート張 (新設)
建具	・建具(パリアフリートイレ): アルミ製上吊り引戸 (撤去)	建具	・建具(パリアフリートイレ): スチール製上吊り引戸 (新設)
配管、盤、ボックス類	配管・プルボックス: 銅製SOP塗 (撤去 設備工事) 配管: 残置 盤、引込柱: スチール製焼付塗装程度	配管、盤、ボックス類	プルボックス (新設 設備工事) 配管: 既存流用 盤、引込柱: 既存のまま
口改修前 内	部仕上表 ※各部の仕上は特記なき限り、男女トイレ、バリアフリートイレ 共通	□改修後 内部	B仕上表 ※各部の仕上は特記なき限り、男女トイレ、バリアフリートイレ 共通
床	モルタル下地 100角磁器質タイル貼 (一部撤去) 一部100角磁器質誘導タイル貼 (一部撤去)	床	既存のまま、床タイル洗い (洗剤使用) 一部撤去箇所 同材で復旧、 汚垂石 (新設 男子トイレのみ)
腰壁	モルタル下地 100角陶器質タイル貼 H=1,200 (一部撤去)、 ライニング部: CB積み モルタル下地 100角陶器質タイル貼 H=1,200 (撤去、一部残置 一部コンクリート打放しの上 撥水性防水材塗	腰壁	100角陶器質タイル一部撤去部: 同材で復旧、 ライニング撤去部: 木軸、構造用合板厚12下地 一部セメントボード厚12.5の上 100角タイル貼 コンクリート打放し部: 既存のまま、高圧水洗浄
<u>壁</u>	杉足場板 (35 x 150) 落し込みの上 木材保護塗料塗、 一部 杉板張 (女子) 、 一部 成形板張塗装仕上 (男子) 一部ケイ酸カルシウム板 厚6 目透し張の上 EP塗、 柱、梁・桁: 表しの上木材保護塗料塗、	壁	既存杉足場板部: 胴縁下地+構造用合板厚12+不燃化粧板厚3張 (新設)、 各部シーリング材打替え 一部が小板面: 既存下地調整の上EP塗(新設)、 柱、梁・桁: 既存下地調整の上木材保護塗料塗 (新設)
天 井	ケイ酸カルシウム板 厚6 目透し張の上 EP塗 (撤去、下地材はそのまま) 柱、梁・析: 表しの上木材保護塗料塗	天 井	軒天ボード(塗装品) 厚6 目透し張 (新設) 柱、梁・析: 既存下地調整の上木材保護塗料塗 (新設)
	・床下点検口(男子トイレのみ): アルミ製600角、タイル仕上用、施錠付	備考	・床下点検口(男子トイレのみ) : 既存のまま
			・フック(男女・パリアフリートイレ 新設)、 傘立て(女子トイレのみ):ステンレス既成品(流用)
	・フック(撤去済)、 傘立て(女子トイレのみ): ステンレス既成品(残置)		
	・ブック (撤去済) 、 率立で (女子トイレのみ) : ステンレス成成品 (残直) ・荷物台 (男女・パリアフリートイレ) : モルタル下地 杉集成材 厚30 木材保護塗料塗 (パリアフリートイレ:撤去、男女トイレ:残置)		・荷物台(男女トイレ): モルタル下地 既存木部下地調整の上木材保護塗料塗 (新設) ※パリアフリートイレは撤去のみ(新設なし)
			・荷物台(男女トイレ): モルタル下地 既存木部下地調整の上木材保護塗料塗 (新設) ※パリアフリートイレは撤去のみ (新設なし) ・面台(男女・パリアフリートイレ): 人造石 (新設、一部既存利用)
	・荷物台(男女・パリアフリートイレ): モルタル下地 杉集成材 厚30 木材保護塗料塗 (パリアフリートイレ:撤去、男女トイレ:残置)		
	・荷物台(男女・パリアフリートイレ): モルタル下地 杉集成材 厚30 木材保護塗料塗 (パリアフリートイレ:撤去、男女トイレ:残置) ・面台(男女・パリアフリートイレ): テラゾーブロック 厚30 (撤去、一部残置)		・面台(男女・パリアフリートイレ): 人造石 (新設、一部既存利用)
	・荷物台 (男女・パリアフリートイレ) : モルタル下地 杉集成材 厚30 木材保護塗料塗 (パリアフリートイレ:撤去、男女トイレ:残置) ・面台 (男女・パリアフリートイレ) : テラゾーブロック 厚30 (撤去、一部残置) ・トイレブース (男女トイレ) : メラミン化粧合板フラッシュ 厚40 (撤去)		・面台 (男女・パリアフリートイレ) : 人造石 (新設、一部既存利用) ・トイレブース (男女トイレ) : メラミン樹脂積層板 厚16 (新設)
	・荷物台 (男女・パリアフリートイレ) : モルタル下地 杉集成材 厚30 木材保護塗料塗 (パリアフリートイレ:撤去、男女トイレ:残置) ・面台 (男女・パリアフリートイレ) : テラゾーブロック 厚30 (撤去、一部残置) ・トイレブース (男女トイレ) : メラミン化粧合板フラッシュ 厚40 (撤去) ・鏡 (男女・パリアフリートイレ) : 455x610程度、傾斜鏡 (撤去)		・面台 (男女・パリアフリートイレ) : 人造石 (新設、一部既存利用) ・トイレブース (男女トイレ) : メラミン樹脂積層板 厚16 (新設) ・鏡 (男女・パリアフリートイレ) : (新設)
	・荷物台 (男女・パリアフリートイレ) : モルタル下地 杉集成材 厚30 木材保護塗料塗 (パリアフリートイレ:撤去、男女トイレ:残置) ・面台 (男女・パリアフリートイレ) : テラゾーブロック 厚30 (撤去、一部残置) ・トイレブース (男女トイレ) : メラミン化粧合板フラッシュ 厚40 (撤去) ・鏡 (男女・パリアフリートイレ) : 455x610程度、傾斜鏡 (撤去) ・手摺 (男女・パリアフリートイレ) : (撤去)		・面台 (男女・パリアフリートイレ) : 人造石 (新設、一部既存利用) ・トイレブース (男女トイレ) : メラミン樹脂積層板 厚16 (新設) ・鏡 (男女・パリアフリートイレ) : (新設) ・手摺 (男女・パリアフリートイレ) : (新設)

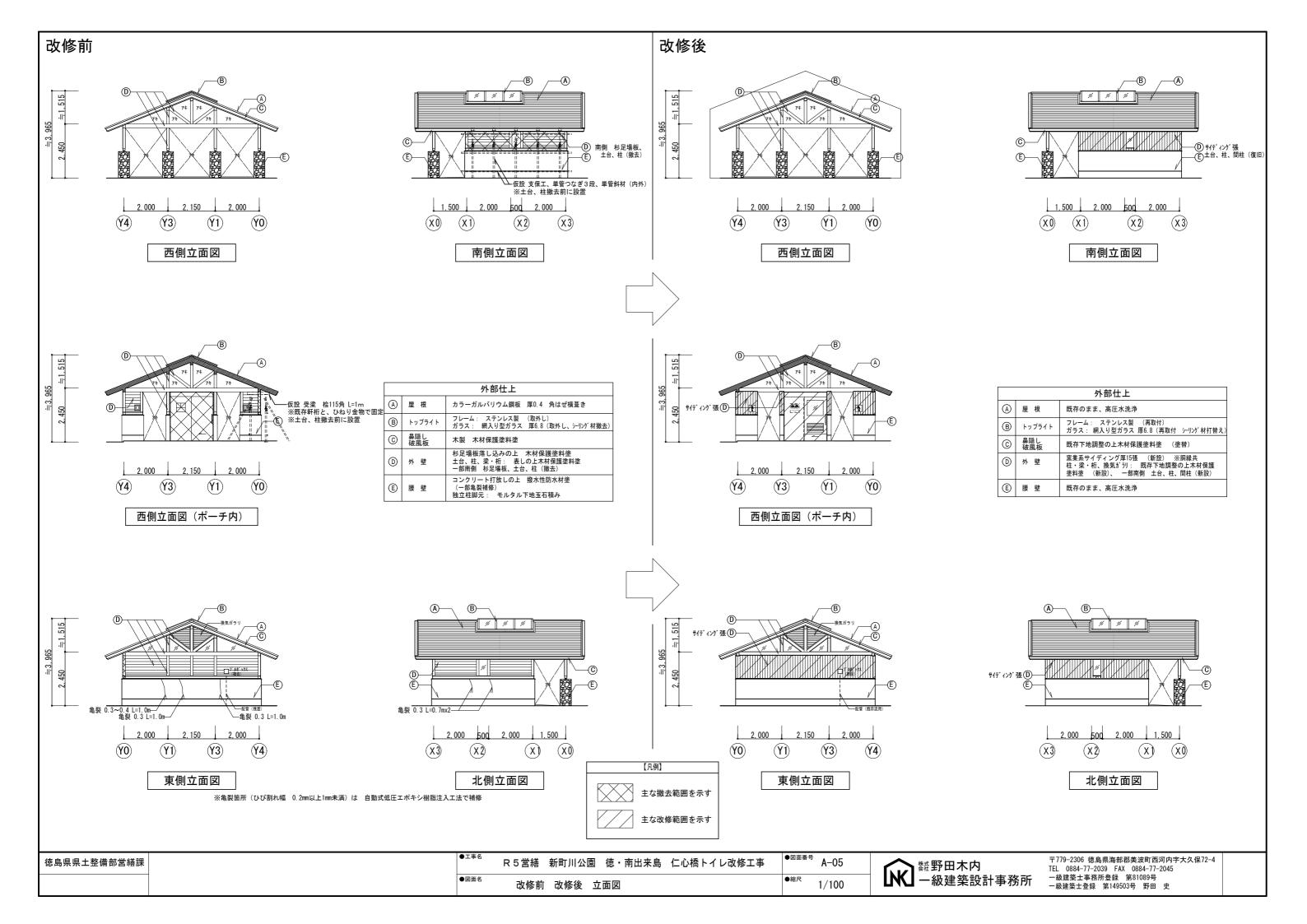
●図面名

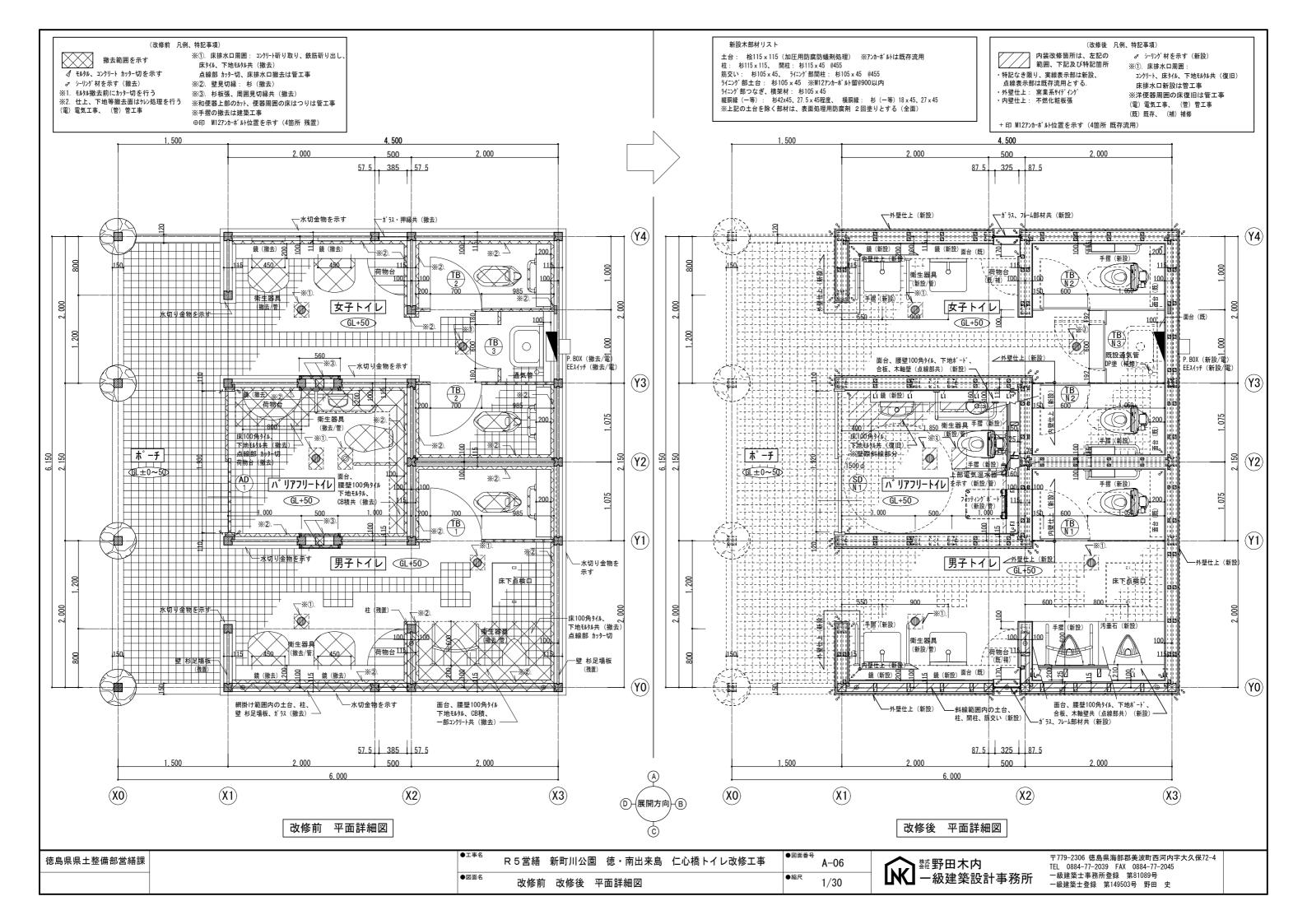
仕上表

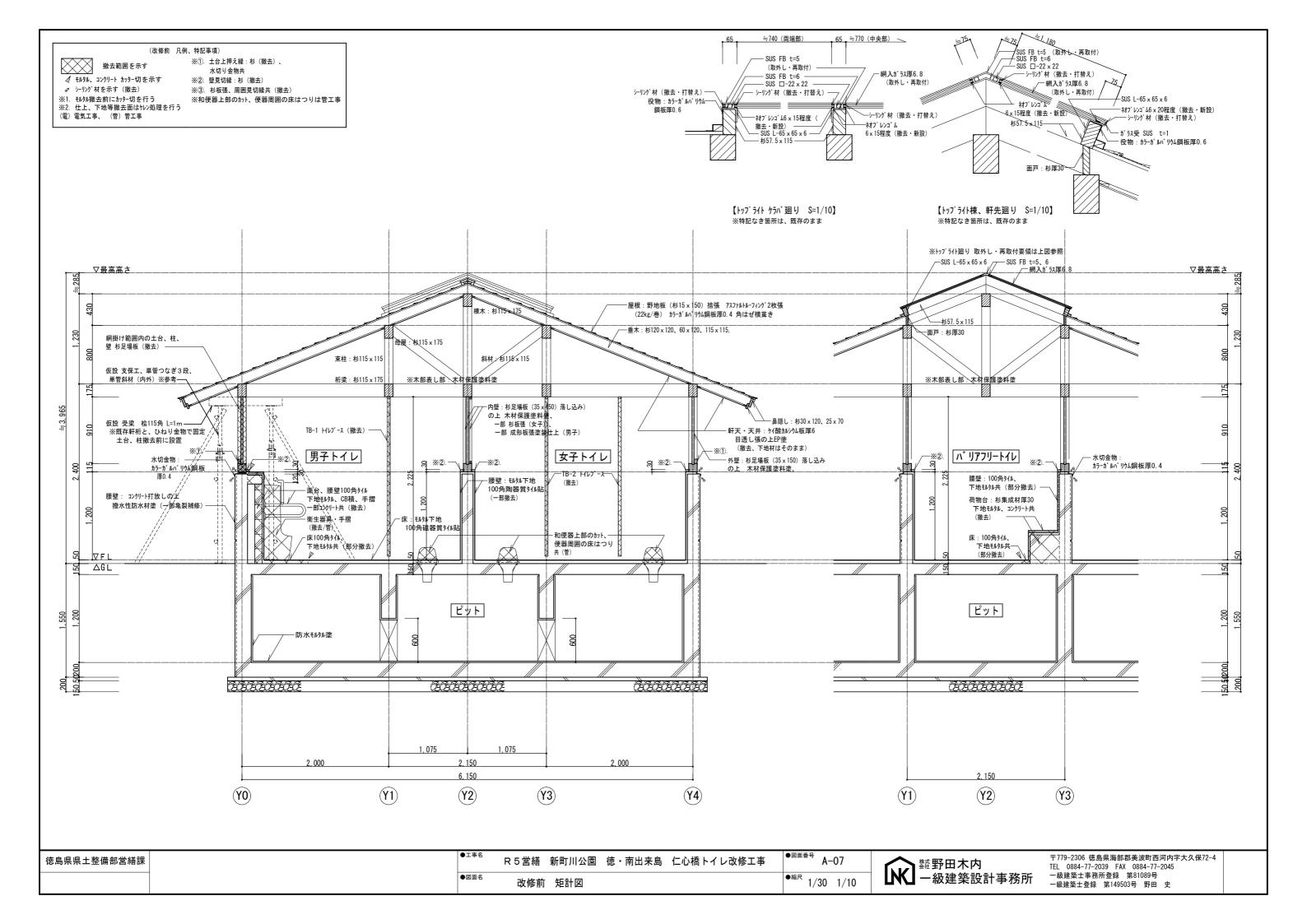
●縮尺

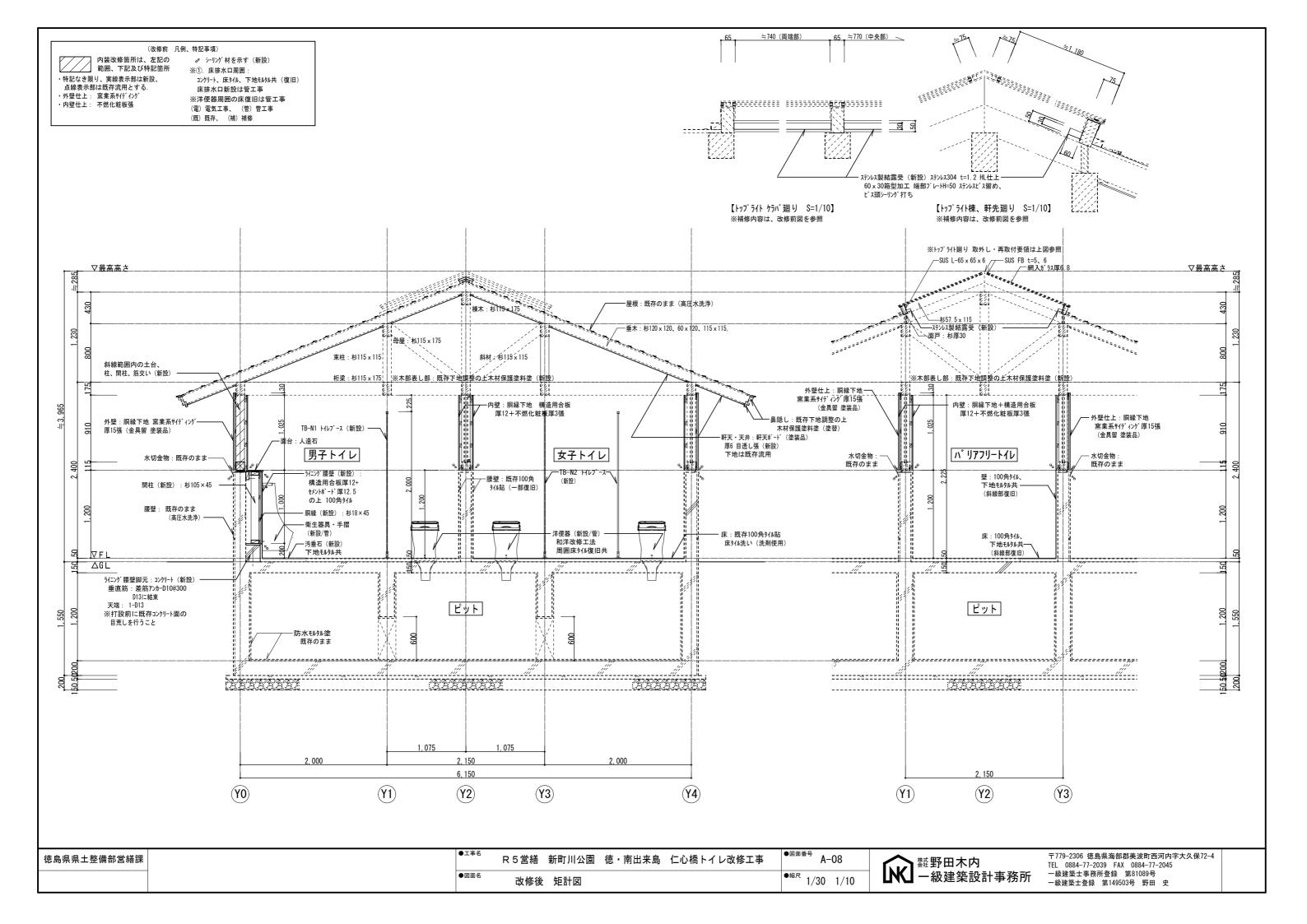


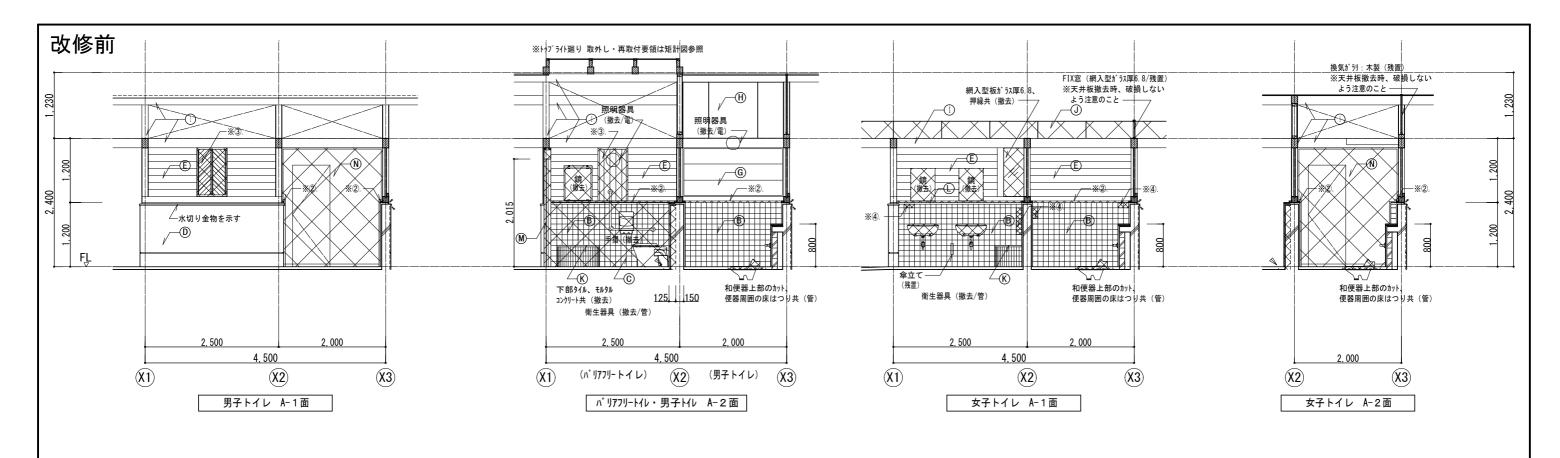












\bigcirc	床:モルタル下地 100角磁器質タイル貼、一部誘導タイル貼 (一部撤去)	\oplus	壁:ケイ酸カルシウム板厚6 目透し張の上 EP塗
B	腰壁: モルタル下地 100角陶器質タイル貼 (一部撤去)	1	柱、梁・析:表しの上 木材保護塗料塗
0	腰ライニング部:CB積み モルタル下地 100角陶器質タイル貼 (一部撤去)	(J)	天井: ケイ酸カルシウム板厚6 目透し張の上 EP塗(撤去、下地材は残置)
0	腰壁: コンクリート打放しの上 撥水性防水材塗	(K)	荷物台: モルタル下地の上杉集成材厚30 木材保護塗料塗(撤去、一部残置)
E	壁:杉足場板(35×150)落し込みの上 木材保護塗料塗 (一部撤去)	(L)	面台:テラン゙ープロック厚30 (撤去、一部残置)
Ð	壁:杉足場板の上 杉板張	M	アルミ 上吊片引きドア(撤去)
G	壁:杉足場板の上 成形板張塗装仕上	(N)	トイレプース (撤去)



●図面名

改修前 展開図-1

(改修前 凡例、特記事項)

₫ モルタル、コンクリート カッター切を示す

♂ シーリング材を示す(撤去) ※1. モルタル撤去前にカッター切を行う ※2. 仕上、下地等撤去面はカルン処理を行う (電)電気工事、(管)管工事

※②. 壁見切縁:杉(撤去) ※③. 杉板張、周囲見切縁共(撤去) ※④. 壁タイル 浮き・破損箇所 (撤去、周囲カッター切)

・和便器上部のカット、便器周囲の床はつりは管工事 ・衛生器具撤去面等のタイルで、傷んでいる 箇所は撤去する

●縮尺

1/50

